

令和7年度
工事監査結果報告書
(温泉施設設備等改修工事)

武蔵村山市監査委員

令和7年度工事監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項の規定による監査

2 監査の対象

温泉施設設備等改修工事

所管課 協働推進部産業観光課

工事担当課 都市整備部施設課

契約担当課 総務部総務契約課

3 監査の範囲

対象工事に係る計画、設計・積算、施工及び事務手続等

4 監査の期間

令和7年8月5日(火)から令和8年1月29日(木)まで
説明聴取及び現地調査日 令和7年10月7日(火)

5 監査の方法

計画、設計、積算、施工等の各段階において、不経済な支出や施工不良がないかなど、技術面から当該工事が適正に行われているかを主眼とし、経済性・効率性・有効性の観点にも留意をしながら、監査に必要と認められる資料の提出を求め、書面監査、質問調査、現場調査、所管職員・工事施工事業者等からの説明聴取等により実施した。

なお、本監査に当たっては、工事技術に関する高い専門的な知識を必要とするため、一般社団法人東京技術士会に技術調査を委託し、選任された技術士による調査とともに、技術士による技術調査業務委託報告書に基づき、総合的な判断を加えることにより実施した。

6 監査の着眼点

監査対象所管部課の事務の執行が、関係法令等に準拠し、経済性、効率性、有効性からも適正に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

- (1) 事業目的、法令等に適合し、コスト削減意識を反映した設計となっているか
- (2) 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は、適切に行われているか
- (3) 工事施工計画は、適切か
- (4) 法令等を遵守し、設計図書どおり施工されているか
- (5) 各種検査、材料試験等は、適正に行われているか
- (6) 現場の安全管理は、適切に行われているか
- (7) 現場周辺住民等への工事災害防止対策等は、適切に行われているか
- (8) 環境に配慮した施工がなされているか
- (9) 契約事務の手続が適正に行われているか

7 監査を実施した監査委員

乃 一 祐 太

高 橋 弘 志

第2 工事の概要

1 工事件名

温泉施設設備等改修工事

2 工事場所

武蔵村山市本町五丁目29番地の1

3 契約金額（工事のみ。設計、工事監理は含まない。）

295,900,000円（変更後）

4 工期

令和7年2月13日から令和8年2月27日まで（変更後）

5 工事概要

・敷地面積 6,927.75 m²

建築面積（施設本体） 1,955.62 m²

延床面積（施設本体） 1,914.13 m²

・主な改修内容

浴槽からのオーバーフロー配管改修、スパゾーン等排気ファン交換、内部浴室及び床仕上げ改修、更衣室床仕上げ改修、エントランスホール天井仕上げ改修、エントランスホール屋根改修、上記に伴うろ過設備・自動火災報知設備・電灯設備、空調設備の部分的改修

- 6 工事請負者
豊友建設株式会社
- 7 設計・工事監理業者
株式会社酒井設計

第3 監査の結果

本工事に係る計画、設計、積算、契約、工事監理、施工等は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、技術士による技術的な観点からの評価を踏まえた所見は、次のとおりである。

- 1 計画
適正に立てられていた。
- 2 設計
総体的には、適正に実施されていたが、東京都の特記仕様書を準用する際には、不要箇所を削除し必要箇所を追記する等の措置が必要であると思われる。
- 3 積算
総体的には、適正に実施されていたが、設計関連資料における工事費の積算のチェックは、複数人で行う必要があると思われる。
- 4 契約
適正に実施されていた。
- 5 工事監理
総体的には、適正に実施されていたが、工程を管理する上での実行進捗率については、契約変更があった場合には、変更後の契約に対する数値にするべきであると思われる。
また、熱中症対策については、今後も十分な対応を図る必要があると思われる。

- 6 施工
適正に実施されていた。

- 7 環境管理
適正に実施されていた。